

# 第 28 回

## 大阪市都市景観委員会

### 議 事 録

日	時	平成 21 年 7 月 15 日 (水)
		午前 10 時 00 分
場	所	ヴィアーレ大阪 4 階ヴィアーレホール

大阪市都市景観委員会（第28回）

1. 開催日時 平成21年7月15日（水）午前10時～12時

2. 開催場所 ヴィアーレ大阪 4階 ヴィアーレホール

3. 出席者

(1) 委員（敬称略）

委員長	増	田	昇
委員長代理	澤	木	昌典
委員	小伊藤	亜希子	
	孔		怡
	藤	本	英子
	前	田	雅子
	渡	邊	英一

(2) 市側

	貝	野	計画調整局建築指導部長
	立	田	ゆとりとみどり振興局緑化推進部長
	梅	村	都市整備局企画部まちづくり事業企画担当課長
	永	井	建設局企画室長
	橋	本	建設局管理部路政担当課長
	徳	平	港湾局臨海地域活性化室長
	山	野	交通局鉄道事業本部建築担当部長
	植	木	教育委員会事務局生涯学習部研究主幹
事務局（計画調整局）	北	村	局長
	佐	藤	計画部長
	佐々木		計画部都市デザイン担当課長代理
	梅	田	計画部担当係長
	小	林	計画部担当係長
	山	本	計画部都市デザイン担当

#### 4. 会議次第

(1) 開 会

(2) 議 題

○都市景観資源について

- ・中央区の都市景観資源候補について
- ・都市景観資源の登録までの流れ

(3) 報 告

○大阪市景観形成推進計画の更新について

- ・これまでの取り組みについて

(4) 閉 会

#### [配付資料]

- ・資料1-1 中央区の都市景観資源候補について
- ・資料1-2 都市景観資源の評価シート
- ・資料1-3 分布図
- ・資料1-4 個別カルテ
- ・資料1-5 中央区における都市景観資源の登録までの流れ
- ・資料1-6 都市景観資源にかかるスケジュール
- ・資料2-1 大阪市景観形成推進計画について
- ・資料2-2 これまでの取り組みについて
- ・参考資料1 第27回都市景観委員会の議事要旨
- ・参考資料2 都市景観資源の必須要件及び評価基準
- ・参考資料3 都市景観資源の募集ちらし
- ・参考資料4 大阪市景観計画
- ・参考資料5 大阪市景観形成推進計画

## 5. 議事の概要

### ○事務局

定刻がまいりましたので、お一人まだ来られてませんが、ただいまより第28回大阪市都市景観委員会を開催させていただきます。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます大阪市計画調整局計画部担当課長代理の佐々木でございます。どうぞよろしく申し上げます。

本日の都市景観委員会には、委員7名のご出席をいただいております。

それでは、本委員会の開会に当たりまして、計画調整局長より一言ごあいさつを申し上げます。

### ○北村計画調整局長

おはようございます。計画調整局長の北村でございます。

本日はお忙しい中、また朝早くから景観委員会のほうにご参画いただきましてまことにありがとうございます。この場をおかりいたしまして一言御礼を申し上げます。

前回の景観委員会につきましては1月に開催をさせていただきます、そのときには北区と旭区ということで都市景観資源候補につきましてご議論をいただいたところでございます。その後、事務局のほうで鋭意指定に向けて所有者の方々等との協議、調整をさせていただいてるところでございますけれども、もう間もなく指定の方向になっていくかというふうに思っております。その候補の選定に当たりましては、景観委員会並びに検討部会にご参画いただきました先生方に大変なご尽力を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げたいと思っております。

さて、きょうは議事次第のほうに書いておりますように、議題として都市景観資源の指定という一連の流れの中で、今般、中央区を対象にして都市景観資源候補のご議論をいただきたいというふうに思っております。それと同時に、報告ということでさせていただきますけれども、大阪市の景観形成推進計画の更新についてということで、ご承知のように3年前に景観形成の推進計画をつくらせていただきましたけれども、その期限が20年度までということになってございます。現実もう既に21年度に入ってるわけなんですけれども、その新しい推進計画を今年度中にはつくりたいなと思っておりますので、その辺の進め方についてこれからご議論をしていただくためのこれまでの取り組みについて、今回ご報告をさせていただければというふうに思っております。

引き続きまして、大阪市の景観の形成に向けた行政の取り組みについていろんな面から

のアドバイスなりご支援をいただければありがたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局

(出席確認、資料確認)

○増田委員長

それでは、第28回の大阪市都市景観委員会を開催したいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議事に入ります前に都市景観委員会運営要綱3-3に基づきまして、議事録署名人を澤木委員と藤本委員のお二人にお願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議題ですけれども、1つは都市景観資源についてということが議題でございます。もう1つ報告で大阪市都市景観形成推進計画の更新についてという2議題でございますので、順次進めていきたいと思ひます。

それでは、議題の1つ目としまして都市景観資源について、4月に都市景観資源検討部会で検討されました内容を報告いただきたいと思ひます。中央区における都市景観資源の登録に向けた候補物件について、まず確認を行った後、都市景観資源の登録までの流れについても確認していきたいと思ひますので、事務局のほうから報告のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○事務局

(資料1-1から1-6まで 説明)

○増田委員長

そしたら、今とりあえず区から推薦のあった物件から、視認できないという、特定できないという物件を除いた2物件を検討部会のほうで整理をいただいてご紹介ありましたけれども、部会長の澤木先生、何か補足説明ございますでしょうか。

○澤木委員

部会長を仰せつかっております澤木でございます。

景観資源検討部会のほうは4月2日に開催しているわけですけれども、中央区につきましては非常に物件の多い場所、密度の高い場所になっておりまして、有効応募件数、募集結果で63件という形になっております。その中で、資料1-1にありますけれども、2番の部会での審議内容が部会では少し議論になったところございまして、1番、視認性の

ない物件、4件上がっておりますけれども、これにつきましては網かけしている太閤下水については、写真から拝見するところ、地下にある構造物ですし、のぞき込まないと見えないような形ということで、少し対象からは外れるだろうということで、事前に外したらどうかということになりました。

それから、井原西鶴のお墓につきましては誓願寺というお寺の境内にあるということで、これは一応現地を見てから視認性等を確認して判断しようということになっております。

それから、9番と43番、大槻能楽堂と山本能楽堂、これにつきましては能楽堂そのものを指してはるのか、能楽堂をくるんでいる、今写真にあったような建築物を指しているのかというあたりがちょっとよくわからないところもありまして、とりあえず現地を見てみようということになっております。

それから、物件の特定できていない街並み、これは前回北区などでもございましたけれども、伏見町付近の街並み、これは個別に資源として上がってはいないんですが、近代洋風建築が連なる部分があるということで、そのあたりを特定できれば指定していこうかなという動きになっております。

それから、62番の道修町ですけども、道修町自身は武田ビルとかほかの近代洋風建築が幾つか個別に上がってきてるんですが、ここでは古い家屋ということで、日本の伝統的な家屋を指してると思われまので、そういったあたり集積していった景観資源として特定できるのであれば指定していこうということで、これも現地を見て判断するということになっております。

それから、63番の眺望景観として扱うOBPにつきましては、これは眺望景観で特定したいので外そうということで、太閤下水とこの2つが事前に外れております。

それから、次の取り壊し予定物件、これについてはちょっと皆さんのご意見もいただきたいんですけども、26番の旧精華小学校と、それから6月に閉鎖になりました新歌舞伎座ですね。このあたり、建築物そのものとして見ていけば、ほかの資源と遜色のない、あるいはそれ以上の部分もあるかとは思われるんですが、既に取り壊しとか用地売却とかが決まっているものをどう扱っていくべきなのか。あえて資源としては指定しておいて、なくなった時点で解除するという方法もあると思うんですけども、このあたりの取り扱いについてご意見いただければなと思っています。

石碑等と書いてるものはちょっと小さい物件でもあつたりするので、部会のほうで見てから判断しようということになっております。

それから、カルテを作成してない応募物件というものも、これは区から上がってきた物件なんですけれども、水上マンションとかシティホテルとかこういった記述があるだけでここはわからないと。それから、玉造十郎兵衛屋敷跡というのもちょっと特定できないということで、これらは対象にしないことにいたしました。それから、空堀には長屋がたくさん残っているので、こういうところもカルテを作成できてないんですけども、特定できれば拾っていけばどうかという意見がありましたけれども、これについては地元の協議会等でそういった場所を推薦できるかということをお願いしていただくことにしまして、結果としましては、なかなか絞るのが難しいということで、今回候補物件とはしないという形になっております。

以上、候補についての補足でございます。

○増田委員長

はい、ありがとうございます。資料1-1に基づいて少し審議の内容ということでご紹介いただきました。

今もございましたように、取り壊し物件どう扱うのかとか、視認性のない物件どうでしょうとか、少し部会としても皆さん方のご意見をいただきたいということでございますので、何かご質問等ございましたらいかがでしょうか。

1点だけちょっと確認したいです。大阪城公園は既に登録してなかったですかね。大阪城公園ではなくて大阪城が資源登録されているということですね。

○事務局

はい、そうです。

○増田委員長

はい、わかりました。

何かご質問ございますか。いかがですか。

前田委員、いかがでしょう。はい、どうぞ。

○前田委員

部会の議論をよく存じ上げておりませんで質問させていただきますけれども、取り壊し予定物件で26の旧精華小学校。応募数も多くて、資料も歴史・文化性、美観性・推薦理由ということで詳細な理由を挙げておられるわけですけども、これはやはり保存してほしいという住民の方々の意見が出ているというふうに理解してよろしいんですね。

○増田委員長

いかがでしょうかね。精華小学校は、非常に応募件数も多い、30という応募数があるということですのでけれども。

○事務局

ここは生涯学習ルームとか勉強会の場所で使われてまして、そういう意味で応募数が多いかと思いますが。取り壊し予定物件ということですので、これ自体は平成28年までに取り壊し予定ということですので、今回資源として残したところで、結局はつぶされると解除するという作業が一工程ふえるということなんですが、それでも残したほうがいいのかどうかというものの議論になると思います。

○増田委員長

難しいですね、扱いとしてはね。資源登録これからスタートしても22年とかぐらいになって、もう間近にすぐに取り壊すというふうなことを考えると……。

はい、小伊藤委員。

○小伊藤委員

さっき用地売却とおっしゃってたんですけど、建物をどこに売却するのかも決まってるのかとか、売却された後に建物を活用していただく可能性とか、全くもうないということですか。

○佐藤計画部長

明確に全部撤去するとは決まってないんですけども、これ民間に売却いたしますので、恐らくあの建物を残すにしても耐震補強が要りますから、そういう形で残るとするのは現実的に考えるとかなり難しいといえますか、民間ではそういう判断をされないのではないかなと思っております。

○北村計画調整局長

検討部会でご議論いただいた点の分で、実は私のほうも悩んでる分がありまして、取り壊し予定物件というふうに書いていただいている部分は、大きく分けまして大阪市等の公的セクターが持つてる建物と、全く純粹に民間が持つてる建物というふうに分かれるかと思っております。ここでは実は2件を挙げていただいておりますけれども、例えば今後どうなっていくかというのはわかりませんが、高島屋さんのビルとか大丸の百貨店のビルとか、会社としてどういう意思決定されていくかというのは私どもはわかりませんが、新聞紙上によると開発があり得ると。つまり原形をとどめるのかどうかということも含めてあります。それ以外のところのいろんな特徴的な建物で民間さんがお持ちのところにつ

いては、ある意味でいえば、ある日突然建てかえるよというふうな話が出てきてもおかしくないところです。そういった物件を、だからといって都市景観資源に指定せずに置いておくのかという問題が1つあるかと思っております。

それと、もう一方の公的セクターが持つてる部分の建物、先ほどの精華小学校もそうですけども、例えば、これはこういう場での話ではないかもしれませんが、大阪府庁さんも入ってますし、もっといえば、今日ゆとりとみどり振興局も来ていますけども、大阪城公園の中にある旧陸軍第四師団の博物館として使っていた建物、そういったものについて今後どうしていくのかということについてはいろんな検討が加えられてはいると思いますけども、逆に公的セクターのところの都市景観資源の指定をしてしまいますと、逆にそういったもののあとの活用といいますか、公的な部分でその辺を考慮していかざるを得ないという部分出てまいりますので、ちょっと扱いが違ってくるかなというふうに思ってます。

今のご質問のこの精華小学校のところの部分については、また廃止した後の売却処分ということが一定の方向性出てますので、建物を残すとかそういった部分の話については、今市としてはちょっと考えてないというのが実情になってございます。

○増田委員長

多分あれですね、この委員会としては候補として決定して、今度所有者の、権利者さんの同意を得て資源登録するわけですね。したがって、多分ここで選んだとしても、同意を得る段階で、もう1年とか近々取り壊すということが決められてるような物件に関しては多分同意されないというふうなケースが出てくるんでしょうね。そういうことでゆだねてしまうというのも1つかもしれませんがね。あえてここでそれを斟酌するのではなくて、資源としてはふさわしいと。ただし、同意段階でとれなかったのも、要するに登録できなかったというんですかね、登録しなかったという、何かそういう手続のほうがいいかもしれませんね。そうでないとアンノウンのファクター非常に大きいですもんね。わかってるやつもあれば、突如として取り壊しが決まるやつも出てきますから、ひょっとしたらそんな扱いのほうがうまいかもしれませんね。そうでないと、本当に今おっしゃるように、新歌舞伎座ははっきりわかってるけれども、高島屋はどうやねんと言うたらわからない要素があるというふうな形で、そこまではここで議論できないですよ。それはそんな形でもよろしいでしょうかね。

あと、要するに大阪市さんがお持ちのやつで、かつ取り壊しというんですかね、決定し

てるやつについてはひょっとしたらここで決めるという、候補として挙げること自体が自己矛盾を起こすかもしれませんから、事前に外しとくということが適切かもしれませんね。市長がこれ資源ですよ。そやから、自己矛盾を起こすというのはちょっとおかしいでしょうから、市の管轄してるやつについては事前に確定してるやつについてはそういう扱いをして、それ以外の、府庁なんか大阪府が持ってていつ壊すかわからないというような状態のやつここで議論できませんので、登録に当たって権利者さんの同意を得る段階でゆだねるといふうなことにしたほうがいいかもしれません。

はい、藤本委員、どうぞ。

○藤本委員

旧精華小学校の件になるわけですがけれども、私は確かに自己矛盾にはなるかと思うんですけれども、先ほどおっしゃったように建物をつけて売却する可能性もあるんですか。

○佐藤計画部長

土地をそのまま売却しますので、当然建物つきといいますか、そういう形で売却するか、もしくは除却して売るという場合もあるんですけど、現在の建物を。いずれにしろあそこのロケーションを考えますと、あの建物そのまま残して、例えばグラウンドに建物建てられるとか、そういう選択は可能性としてはかなり低いのではないかなというふうに考えてます。

○藤本委員

ということであれば、やっぱりつぶされるということになるわけですね。本当にその辺の判断ですよ。何か条件をつけて残してくれという感じで売ることが不可能であればやっぱり無理かなと思いますけれども。でも、これだけ区民の方の意見があるということはどういうふうに受けたらいいかなというのは、私自身はちょっと心苦しい気はしますけれども。ほかの物件より30の意見というのは重いと思うんですね。

○増田委員長

小伊藤委員、どうぞ。

○小伊藤委員

この委員会で残せとか、そんなことは多分言う立場ではないと思うんですけれども、景観資源というところからは残す価値が、残すというか、価値があるものだというメッセージとして、初めから除外せずに価値があるなら指定して、判断はもちろん民間の買われた方が判断されるんですけど、この委員会としては価値があるというところで指定をする候

補にしたらどうかなと思います。

○増田委員長

その辺どうでしょうかね。事務局のほうでも少しその辺整理いただいて、まだ現地調査をしたりする段階がありますから、次回までに少し整理いただいとくということにしましょうかね。

○佐藤計画部長

そういう意味では、これ建物所有者が教育委員会でありますので、最終的に登録するかどうかというのは市の内部で少し、委員会から推薦いただいたとして、最終的に所有者同意ということで、ちょっと中で調整させていただくというような格好に、先ほど委員長のほうからありましたようなフローでいくとそんなことになるのかなというふうに思うんですけども。教育委員会だけではなくて、市の持つてゐる不動産を売却するところもございまして、そういうところのご意見も我々としては聞きながら、市が所有しているものについて市としての判断を最終的にやっていくということになるのかなと思います。

○増田委員長

ちょっとその辺整理しといていただけますかね。多分市の所有してゐる物件とその他の物件とでちょっと違って、多分その他の物件に関してはアンノウンなファクターが多くて、所有者同意の段階で基本的に判断いただくというのは多分皆さん合意いただけるんだろうと思うんですけども、市の所有物件についてはどう扱うのかというのを事務局のほうでもちょっと検討しといていただけますかね。多分二通りの考え方があって、景観委員会としては資源としてふさわしいかどうかだけ判断をしたらいいという考え方と、やはり市として自己矛盾的なことが発生しないほうがいいんじゃないかということで、最初から外しといたほうがいいん違うかという考え方と2つあるかと思いますので、少しちょっと整理をいただいとけばと思います。

ほか何かご質問ございますかね。いかがでしょうか。

これも後の判断になるんでしょうけど、重要建築物とかいうような話は、基本的には公的な空間からの視認性みたいなやつが必須要件になってますよね。そういうことから考えると、例えば山本能楽堂みたいな建物が資源なのか、あるいは劇場というんですかね、舞台が資源なのかによって見られるのか見られないのか、あるいは井原西鶴の墓もそうですけど、ある特定の寺の中で公的な道路やとか公的な空間から、あるいはお寺さんもかなり公開性のあるお寺さんとなのお寺さんがありますのでね。その辺なんかは少し部会で評価

いただいたりしたらいいと思うんですけどね。その辺も少し議論しておかないといけないかもしれません。

ほか何かございますでしょうかね。いいですかね。

そしたら、あとこれの確認ということは、きょうの確認としてはとりあえず今日ご紹介いただいた61件に関しては一応現地確認をするということをここで確認させていただいたらいいんでしょうかね。

○事務局

はい。

○増田委員長

それから何個か残された議論を整理していくということでよろしいですか。

○事務局

はい。

○増田委員長

例えば、御堂筋もある区間を決めるのか決めないのかとか、先ほど公的な部分からの、公共空間からの視認性をどう判断するのかとか、そのあたりについては現地確認を踏まえてご判断するというので。よろしいですか。

○事務局

はい、よろしく申し上げます。

○増田委員長

そういうことでよろしいですね。

そしたら、今日一応61物件については現地確認をいただくということでここで確認させていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、審査の流れについて事務局のほうからご説明お願いしたいと思います。

○事務局

(資料1-5、1-6 説明)

○増田委員長

はい、ありがとうございます。今ご説明いただいたような流れでこれから審査が進んでいくということですが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。いかがでしょう。

もう一回だけちょっと確認したいんですけど、現地調査は7月28日が午前、午後ですか。

それで29日はいつでしたっけ。その次は31日ですか。

○事務局

28日の午前・午後、29日の午後と30日の午後です。

○増田委員長

はい、ありがとうございます。

何かご質問ございますか。いかがですか。

もしもなければ、部会長の澤木先生にコメントの集約というあたりで、どういうふうな集約の仕方をしていただくかというのを。

○澤木委員

これはちょっと今私のほうの心積もりでございますけれども、前回の北区・旭区につきましては2日間かけて回れるぐらいの物件だったということもありまして、部会員が2人以上参加するという形でスケジュールを組みました。今回は61件ということで非常に物件数も多いということと、前回の委員会で、できるだけ全員で見ようという方向になりましたので、部会員以外の委員の方々にもご参加いただくということで、各日、午前の部、午後の部、それぞれのパートにつきまして部会員は最低1名参加するという形にしておりますので、現地調査にご同行いただく委員の方々には資料1-2という大きなA3の紙がございますけれども、この一番右のほうの欄に評価基準に基づいた評価欄、認知性とか地域性、歴史・文化性、美観性、総合判定といった欄がありますけど、ここに3段階で○、△、×といったような形の評価を一定していただきたいと。それから、何か気づいたことがありましたら右側のコメント欄、こういうところにも少しメモ書きをいただいて、それらの結果と部会員自身が見た結果とあわせて、8月ぐらいに検討部会を開きまして、部会としての評価をどうするか、それについてどんなコメントをつけていくかというあたりを決めていきたいと思っておりますので、お手間をおかけしますけれども、部会員以外の方々にも評価作業の基礎データづくりといえますか、そういうところにご協力いただければなと思っております。

○増田委員長

ありがとうございます。いかがでしょうか。3日間に及びますので、全部に全員が参加するというのはなかなか困難かもしれません。部会員の方に関しましては4ブロックをそれぞれお一人ずつ担当いただいて、この委員会のメンバーのほうから複数で見させていただくということでご参画いただくという予定になってるという。できましたら、基本的にはこ

の評価基準に基づいて評価をしていただいて、総合判定もしていただいて、あるコメントがあればコメントしていただくと。それを一定部会で集約いただいて、ここでご提出いただいて、全員合意という形で委員会で決めていきたいという段取りだということですが、いかがでしょうか。今のところ28日の午前は何人で午後は何人というのは決まっていますか。

○事務局

3日間とも一応二人ずつは今のところ来ていただけるようにはしておりますが、何分少ない人数ですので、かつ最終登録物件の決定に当たりましては全員満票のものという形でこの前決めさせていただいたので、それと同じ形になるとすれば、見ていただいたほうがということと、61件ありますので、中央区で有名なものもかなりありますけど、ご存じでない部分もあるかと思っておりますので、ご存じでない部分だけでも参加していただければと思っております。

○増田委員長

お手数をかけますけれども、可能な限りご出席いただきたいということでよろしく願います。きょう欠席の委員の方もいらっしゃいますので、もう一度アナウンスだけ皆さんにしていただければ。おのおのメールか何かでもう一度。

○事務局

委員会が終わりましたらメールさせていただきますので、よろしく願います。

○増田委員長

はい、よろしく願います。

何かご質問、ご意見ございますでしょうか。いかがでしょう。

これちょっといろいろあれですね、考えていかないと、今回も要するに非常にお手数をかけるわけですし、先ほどのスケジュールでいくとこれから4区ですか、募集されてやっていくということになって、中央区ほどないかもしれませんが、例えば1区3日間かかって4区あれば12日間見て回らないかんというような状況も想定されるわけですよ。だから、その辺も少し、まだ手探り状態で前回この1月にしたやつ、あるいは今回やるやつで、どういうやり方がいいのかというのを今試行錯誤的にやってるという段階で、4区をやるころについてはもう少しフォーマットのうまくいけるやり方みたいなやつを検討したほうがいいかもしれませんね。今までの経験を生かしてどうするのが一番いいのかというのが。

直接これとは関係ないですけど、大阪府建築士会さんでやられている景観賞の審査も、

大阪府下ですけど、大体120ぐらいいつも出てきて、それから写真審査で20ぐらいに絞って、それから丸2日かけて大阪府下を全部見て回って、夜に投票して決めるみたいな形でやってて、それで大体3日ぐらいかけてるんですよね。そういうやり方がいいのか、あるいは資源そのものは、どちらかというところ余り皆に知られていない大阪の資源をより多く知ってもらおうということで、極力多く取り上げて情報発信していきたいというのが本来の趣旨やったと思いますので、その辺も踏まえながら、あとの4区なりこれからの各区どういふふうに審査をしていったらいいかというのを部会のほうとも事務局のほうとも今までの経験を踏まえて少し整理いただいて、効率よくというんですかね、できるようなことを考えていただければと思います。よろしくお願いします。

よろしいでしょうかね。そしたら、一応、今日議題としていただいておりました都市景観資源についてということで、先ほど現地調査の資源については確認させていただきました。今、都市景観資源の登録までの流れというのにつきましては、基本的に中央区の場合は4ブロックに分割して、部会員を含めて複数の委員が現地審査をして、それに基づいて評価をしていただいて、それを部会で再統合化をしていただいてここに諮っていただいて、全員合意の中で資源登録をしていくということを確認させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして報告案件でございますけれども、大阪市景観形成推進計画の更新についてということで、これまでの取り組み等々事務局のほうからご説明お願いしたいと思います。

#### ○事務局

それでは、大阪市景観形成推進計画の更新につきまして、まずは大阪市景観形成推進計画の位置づけについて説明させていただきます。それからこれまでの3年間の取り組みの状況について報告させていただきます。

#### ○事務局

(資料2-1、2-2 説明)

#### ○事務局

ただいまこれまでの取り組みについて説明させていただきました。3年間ということですが、1年目の終わりにできまして、ちょっと時間も短くて、20年度ぎりぎりまで進む状況を確認いたしまして、ちょっと更新作業がおくれているということになっておるんです

けども、今後の更新作業に当たりましては、「元気な大阪」をめざす政策推進ビジョンというのが市長から出ましたので、そういった新しい施策との整合も図りながら、また各種施策をしながら景観計画の充実とかいうことを図っていくということが推進計画の中に書かれておりますので、根本的に大阪の景観として大事なものは何かとか、新しいものをどうつくっていくとか、それから市長も言われております市民協働でどういったことをやっていけば景観を美しくしていくということが進んでいくかなどにつきまして、専門家のご意見もいただきながら進めていきたいと思っておりますので、委員長とも相談させていただきながら、更新の進め方なども示していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○増田委員長

はい、ありがとうございます。

推進計画、3年計画が前年度で終了しておりますので、更新時期に来てるということでございます。あるいは市長さんがかわられて政策推進ビジョンとの連携みたいなやつをこれから図っていくということですので、何かお気づきの点、まだ課題もたくさん残されてるということで、先ほどもございましたように、これもともと推進計画をつくるときに景観計画をどうやって充実させていくかというような議論も多々あったかと思えますけれども、せっかくお集まりですので、ご意見、こういう方向で進めていけばどうですかというアイデアでも結構ですし、いただければと思います。

また、今日はせっかく関係部局の行政の方々も出ていただいておりますので、いろんな質問とか意見交換もできようかと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。いかがでしょうか。

素直に、推進計画どうやって詰めていくねんというご疑問でも結構ですし、ご質問でも結構なんですけれども、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○藤本委員

まず質問ということで、今大阪市全体の政策との連携という話があったんですけど、具体的にちょっと今ここに資料としてないので、それを読み解くことができないので非常に残念なんですけれども、先ほど委員長がおっしゃいましたように、やはり景観計画へどうフィードバックしていくかというところを、やはりこの3年間の成果を踏まえて入れていく必要があるのかなと思います。それをどういう段階でされるご予定なのかということと、

もう21年度始まっているわけですね。次の計画を何年間とするかということと、そのあたりちょっとお伺いできたらと思います。

○増田委員長

事務局、いかがでしょうかね。今回3年度計画でしたけれども、次回は何年度計画ぐらいにするのかという。

○佐藤計画部長

2つほどございまして、1つは推進計画をどう改定していくかという問題なんですけども、実はその前に、前にといいますか根底にというのか、きょうもちょっと資料でこれまでの取り組み状況ということでアクションを連ねてるんですけども、結果として景観がどう変わったのかとか、やれたこととやれなかったことが何なのかとか、そういう検証をやる必要があるのかなということも思っておりまして、それを推進計画の中に盛り込んでいくものもあれば、景観計画に立ち戻って、景観計画も改定というようなことも考えていかなあかんテーマもあろうかと思っておりまして、先ほど言いました景観のやったことの評価、条例をつくって、それから法律ができて、景観計画つくって、推進計画もつくってやってきたんですけど、大阪のやり方というのはビジョンをつくって、そのとおりに景観をデザインするというよりも、むしろいろいろ実行する中で課題を探りながら景観のテーマというか、何を目指すべきかということをもう一回再整理していくというか、そういうやり方で取り組んでいたと思っておりまして、ちょうどタイミング的には振り返ってみるといいですか、もう一回ここでどういう景観をつくったらいいかということを考えるタイミングに来てるかなと思っております、そういう意味ではそれが我々としては一番重要なことと思っております。

推進計画も当然期限が過ぎておりますので、早く改定していかなあかんという問題あるんですけども、むしろ並行作業になるかもわかりませんが、検証と新しい推進計画をもう一回立てていくといえますか、そこを並行してこの委員会の委員の方々のお知恵もかりながら進めていけないかなというふうに今の段階で思っております、ちょっときょうの段階ではどういう形でということはないんですけども、少しご議論いただく中で我々としてはそういうことをターゲットにやっていきたいなと思っております。

○北村計画調整局長

それにちょっとつけ加えまして、実は今国のほうの動きとしまして、既に委員各位の先生方のお耳に達してるところがあるかと思うんですけども、都市計画法の抜本的改正とい

う動きがございます。私が承知してる範囲の中では、都市計画法の抜本的改正の中で、いわゆる低炭素型社会の構築と、逆にいくとコンパクトシティ、前から言われてますコンパクトシティの形成ということを置きながら、規制緩和の方向に行くのか、規制を厳しくしていく方向に行くのか。つまり建築物、建築活動という、あるいはいろんな産業活動等につきましてどちらの方向で行こうとしてるのがちょっとまだ見えない分がありますけども、いずれにしても地方分権という流れと規制をどうしていくかという流れ、この2つの大きな議論の点があるのかなというふうに思ってます。

ちょっと仄聞するところによりますと、その流れの中で私どもが景観条例つくってる中の根拠法である景観法そのものも変えていく可能性があるかないかということも漏れ伝わっております。その中で、正直申し上げて今までやってきております景観誘導行政のあり方なんかも改めて見直さないといけないかなという部分がございます。ただ、全体の動き、どうなるかわからないことばかり言っても仕方がないですけども、その作業を国のほうでは2年ぐらい前から入ってるというふうに聞いてますから、ことしの夏もしくは秋ぐらいからほぼ我々の目の前に形としてあらわれてくるんじゃないかなというふうに予測をしております。その辺のことを含めながら今後の景観計画と景観推進計画のあり方について私どもなりに整理をしながら、またご議論をいただければなというふうに思っております。そういう点もございますので、よろしく申し上げます。

○増田委員長

はい、わかりました。

各委員の皆様方、何かコメントございますでしょうかね。

○前田委員

コメントといいますか質問になるかもしれませんが、今、国の動向のお話されて、どうなるか、誘導行政のあり方を変えないといけなくなるのではないかという話がありましたけれども、基本的には大阪市のような地域的特性のあるところだと、やはり今まで続けてきたような誘導協議という手法をとって良好な景観を形成していくという、そういう行政スタイルをとらざるを得ないのかなというふうに思われるわけですが、きょうこれまでの取り組みについて、取り組み状況ですね、特に資料2-2の2枚目に項目・内容別についての内容、それから進捗状況、3段階ほどでお示しいただいたところですけども、やはり誘導協議ということになりますと、実際にどこまで誘導という手法が有効に機能していたのかというところの、先ほど検証が必要であると。その景観形成推進計画なり景観計画

にフィードバックが必要だと話ありましたが、検証という点で、例えば個別事例に  
余り踏み込んだ検証はなかなか難しいのかなという気はしますが、例えば今の誘導  
の手法では限界があるんじゃないかと、そういった状況、もう少し踏み込んだ形でお示  
しいただけるといいかなと、個人的にはそのように思うわけです。

○増田委員長

事務局、何かございますか。

○佐藤計画部長

ちょっと今手元に資料がないので、総括的な説明できないんですけど、例えば堂島川に  
面してる建物で、例えば最近改築に伴って歩道から川が透けて見えるような構造の建物が、  
私も個人的に通勤の途上で天満橋から淀屋橋まで歩いてるんですけど、結構そういう建物  
が多くなってきてまして、1つそういう誘導の効果みたいなものがあるのかなと。これはち  
よっと誘導してないですけど、川床なんかもやってるところが堂島川沿いに出てきたりし  
て、少し川を意識した建物が出てきてるかなというふうに思ってます。そこら辺はもう少  
し、結果としては出てるんだけど、もう少し突っ込んだやり方があるのかもわからないし、  
というようなことは思っております。それから、御堂筋なんかでもにぎわい施設を入れよ  
うということでのいろんな協議をさせていただいてる中で、これも現実的にはかなり変わっ  
てきてる事例ではないかなというふうに思ってます、イメージとしてはそういう制度に  
乗かってやってるんだけど、変わってきてる部分と変わらない部分と検証していくとい  
いますか、イメージとしては既存の制度をもって指導してるところが実際どう変わったの  
か、あるいは市民から見てこの景観よくなったというふうに思ってもらってるのかどうか  
とか、そういうことも含めてちょっと検証する必要があるのかなというふうに思ってお  
ります。

○増田委員長

多分まだ大分宿題として残ってて、御堂筋もまちなみ誘導で指導要綱でやられてますよ  
ね。美観誘導地区も指導要綱でやられてて、すべてが条例の中に集約化できたかという  
まだできてない部分も残されてたり、あるいは前の議論の中ではどういう目標像を明確に  
するかみたいなビジョンを明確にして、それに基づいて指導基準をどう考えていくかみた  
いな、ビジョンをどう深めていくかみたいな議論も少し残されてるんだろうと思いますね。  
その辺どう詰めていったらいいかというのを少し考えていただくというふうなことになる  
うかと思いますね。

ほか何かございますでしょうかね。行政の各部局の方々も何かご発言ございますか。いかがですか。よろしいですか。

はい、そしたら渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員

昨今、平松市長と橋下知事、水都大阪という視点でいろいろと協議をなさっておられるようなんですけど、この大阪市がやってらっしゃいます景観委員会の内容につきましても府からの参考意見というか、そういったものもかなり無関係ではないなと思っております、そういうことにつきましてはどういう見解でいらっしゃるのかということでございます。

○増田委員長

いかがでしょう。

○北村計画調整局長

大阪府との関係につきましては、実は景観条例という部分の立てた時期といいますか、それでいきますと大阪府で大阪市が一番最初につくらせていただいたということで、後追的に大阪府のほうの条例ができて、その中で私ども協議させていただいた中で、大阪府の条例の中に、大阪市域については大阪府の条例と同等以上の条例を持つ区域という言い方になりますけれども、大阪市の市域は外すという整理になっております。大阪市域のことは大阪市に任せるよという、端的に言えばそういう、実は大阪市以外にも豊中とか吹田市とか、大阪府の条例以前に市の条例持ってた区域もそういう扱いになっております。

○増田委員長

法に移行して景観計画で景観行政団体になったところは府が景観計画を立てられないというふうになって、極端なことという、私たまたま大阪府の景観審議会の会長仰せつかってるんですけど、管轄エリアがほとんどないぐらいになってきて、広域行政として一体何をするのかというのを反対に府のほうで少し課題を持っているということだと思います。今まで景観行政団体が非常に少なかったものですから府の広域行政の意味があったんですけど、今の景観法の枠組みでいうと、府の役割みたいなやつがかなり薄まってきているので、むしろ府のほうに課題がありそうやなというような感じです。

ありがとうございます。ほかいかがですか。孔さんせっかく来られてます。何かコメントございますか。

○孔委員

孔怡です。専門をずっと研究されてる先生方と多分ちょっと違う角度になっている私がここに座ってるんですけども、今までの景観委員会の委員も務めさせていただいて、きょうまた結果の報告もあって、すごく成果もあったという、また課題も残ってるのを聞きながらすごく実はうれしく思ってる部分がありまして、直接私は市の景観の研究ではないですけども、でもやはり1つの行政自治体としては、どんどん時代が変わっていく中では新しい開発という課題も迎えてる中、こういったものを本当にこういった委員会の形で、またきょう新しく景観資源についての一つ一つを検証して持っていってるのはすごく大事なことだなと思います。

観光関係の仕事に最近ものすごく関わっているんですけども、水都の話も先ほどありましたが、本当にインターネットの中でも今実際日本語でいろんなこういったスポットを音声とかで、文書とかで案内されては、それが市民の皆さんにすごく親んでもらって、そしてまたNPOのいろいろボランティアのガイドの皆さんにもすごくそれを熱心に、大阪以外の皆さんが来られるときに案内をしたりとか語っているという活動があるんですけども、また一方外国からもどんどん大阪に来てもらうという部分もありまして、そういった意味合いでもものすごくこれは基本の基礎的な作業ですけども、これだけじゃなくて、延長線の中ではものすごく実は貢献してる部分が大いかなと思います。やはり住んでる皆さんが改めて身の回りのものを一回見直すことによって住んでるまちを大好きになって、そしてまた自信を持ってほかのところから来てる人にも自慢ではないですけども紹介していけるというのは、本当にこの委員会の、すごく地道な作業ですけども、個性のある大阪市ですね、今まで文化面を持ってる部分では、延長線上ではものすごく実はこれは貢献が大いかなのではないのかなとつくづく思っています。

○増田委員長

ありがとうございます。景観資源のやっぱり地元参画、区主体でやっていくことの意味というのは今おっしゃっていただいたような形が非常に大きな意味を持ってるんだろうと思いますね。

もう1つは多分、先ほども出てまして、水都なんかの話の中で、中之島大川筋のブランド化みたいな話と、この景観形成地域なり景観誘導とどう関連させていくかみたいな話は少し考えとかないといけませんよね。だから、この景観形成区域なんかも都心エリアであるとかいうふうな形で非常に大きな都市景観ゾーン、あるいは中之島大川ゾーンというふうな非常に大きなゾーンを指定すると、ひょっとしたら明確なビジョンとそこから出て

くる指導基準的なものへつながっていくには少し大き過ぎるかもしれないというふうな課題もあるかもしれないですね。ブランド化というともう少し個性のあるゾーンへ細かく分割しとく必要性があるかもしれないですよ。その辺なんかの議論も少しすると、ブランド化とか観光戦略とのつながりみたいなやつも出てくるかもしれないですね。

○事務局

一番最初の藤本先生のご質問とも関係するんですけど、市長の「元気な大阪」をめざす政策推進ビジョンなんですけど、この都市景観資源の取り組みというのと、それから海の御堂筋から見ましてリバーフロント景観形成調査という中之島の景観形成地域について、市民協働で何らか、例えばこれから船が川を行き交うことが多くなりますので、船から見た景観ということで、今まで道路向いてたんですけども、道路も向きながら、お商売もしてはりますけども、今まで裏だったところに対して、裏の川側も意識したような使用を何か考えてもらえませんかというようなことをやっていきたいなということが、2つ、先ほどの都市景観資源とこの海の御堂筋リバーフロントというのが重点施策ということで上がっておりまして、都市景観資源のほうも勢いがつきまして、皆様に大変ご苦勞をおかけいたしますのですが、資源のほうは各区連携しまして、それも区役所ではなるべくわがまち会議とか市民の方と一緒にやらせていただいて、決めた後はゆとりとみどり振興局のコミュニティ・ツーリズムですとか、市民局のNPOの活動といったところにネットワーク組みまして、あとまた活用していただくとか、そういったことも考えておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

○増田委員長

はい、藤本委員、どうぞ。

○藤本委員

今のお話も踏まえて3つぐらい一応言っときたいなと思うことがありまして、1つはやっぱり景観重要公共施設、余り今回触れられてないみたいですけども、今拠点誘導ということも含めて、公共側である程度できる中身も含めて民間を誘導するという、もっと明確に誘導基準を含めてエリアごとで出していったほうがいいのかということも思っています。先ほど委員長おっしゃったようにどういう区切りをするかというのは十分検討してと思ひますけれども、特に港とか川沿いとか大きな御堂筋とかそういうところ本当に基準をもっと明確にしたほうが民間がついていきやすいかなというふうに思ひます。それが1点です。

2点は、この中でも今回3年間でやっぱり弱かったところは庁内連携かと思うんですね。私もほかの事業でほかの部署とかかかわってて、全然景観のほうとつながってないなと思うことがよくあるんですけれども、庁内連携をもっと明確化するようなことを景観計画の中に入れていかなきゃいけないのかなということで、やはり府も、府の中から外れてるとはいえ、しっかり府のミュージアム構想とかそういうものとも連携していく必要があるかなというふうに思います。

3つ目は屋外広告物についてですけれども、私自身は市のほうにはかかわってないのでわかりませんが、見直しをされてないですね。条例見直しをされてないということですかね。多分景観との調整が必要かと思いますので、条例見直しもぜひしていただきたいなというところと、特に私気になりますのは夜間景観の部分で、どこの市も今悩んでるんですけれども、御堂筋のあるところに建って、ある1つの屋上広告物が中之島にあり、まるでインテリアの中の照明器具のごとく周辺を照らしてたという事実を見たときに、これはただものじゃないなと思ひまして、まちなかでライトアップのことも進んでおりますので、ぜひ夜間景観の広告について特にある程度決めていっていただけたらありがたいなというふうに思っています。

以上です。

○増田委員長

はい、ありがとうございます。

少し広告に関連して何かご発言ございますか。直接あるかどうかわかりませんが、ご担当の部局もいらっしゃるといふことで。

○橋本建設局管理部路政担当課長

すみません、建設局の管理部長、きょうは私代理ですけれども、路政担当課長橋本でございます。

屋外広告物のほうは景観よりも古い概念といいますか、法自体は昭和24年からできておりますもので、現時点でいいますと景観を構成する大きな要素であるというふうに感じておりますし、実際屋外に広告物を形成するときには市内では一定の規制、届出なり申請をいただいて許可をするということを事実やっております。

特に都市景観条例制定以降ですけれども、例えばですけれども、景観重要構造物なんかについては、広告物を掲出してはいけない物件に追加する等、一定の連携を図っているかなというふうにも感じておりますけれども、今後、広告物の中でも例えば景観形成地区を

指定、幾つかの場所を指定しておりましたり、それ以前には広告物に関するガイドプラン、基準を策定してまして地区ごとには広告物についても若干厳しくしたり、広告物に景観の観点から誘導したりしてるところもございますので、一定の連携は現状でも図っているかなというふうには思っておりますけれども、ただ今後新たな動きについても連携を図っていく必要があるというふうに感じております。

○増田委員長

はい、ありがとうございます。

そしたら大体そろそろですけども、部会長、何かございましたら。

○澤木委員

じゃ、2点ほどなんですけれども、1つは、取り組みの中で大きく2つの地域に分けてやってるわけですけど、2番の生活魅力景観形成地域というところがございますけれども、大阪市の景観計画を定めていく中で、市全域を景観計画区域に指定したというあたりは、この生活魅力景観形成地域というのはかなり広い範囲をとって、その中でも特に（3）の、13、14ページでいうと薄い白っぽいところですね、こういうところでも景観形成が進むよというか、ボトムアップというか、全体のレベルアップを意図してやってるんですが、資料2-2でいきますとなかなかその辺はまだ横線が入っていて、この3年間では取り組み難しいよということになってるんですけども、その上のほうの（1）のまちづくり支援を行っている地域とか、（2）の地区計画をかけていく地区、建築協定とかこの辺は少しずつ新たな地区がこの3年間で追加されてるということが書かれておりますので、この辺の情報をもう少し、さっき検証というお話ありましたが、具体的にどんな取り組みが進んでいるのか、あるいはまだ3年間で進んでなければどんな問題意識からこういった地区の追加が起こってきたのかというあたりですね、その辺をもっと市民にPRしていけたらどうかと。これは（3）のところの取り組みの方向性の2つ目の丸に、また、広く市民等に対して景観に関する情報提供をはじめとする普及・啓発と書いてありますが、こういったものに当たりますし、その上にはモデル地区を選定と書いてありますが、こういったものに当たりますし、その上にはモデル地区を選定と書いてありますが、モデル地区を選定まで行かないまでも、別の形でこういう地区計画の適用とか、まちづくり推進団体をつくっていくというのはある意味モデル的な動きなので、そういったところをもう少し広く市民にPRしながら景観形成の意識を高めていくような、そういうことをされていったらどうかと思っています。

それから2点目は、資料2-2の2ページ目のほうに関係しますけれども、先ほどちょ

っと出ておりました景観重要公共施設、あるいはその次にあります景観重要建造物、この辺あたりも実際の適用といたしますか、利用を考えていったらどうかなと思ったりする部分もあるんですけれども、例えば今回の中央区なんかでも大阪城公園とかいったものが上がってきてますが、これは景観資源なのか、むしろ景観重要公共施設の公園に当たるんじゃないかといったような部分も感じたりしてしまいますので、景観資源のほうは先ほどあったように幅広く市民に知っていただくために広く指定していくという方向性をとってるんですが、ややもするとどれが該当するかと審議していくと、よりきっちりとしたというか厳しいほうに基準をシフトしがちになっていくんですが、ここにあるような景観重要公共施設とか重要建造物というのはかなりそういった意味で基準をきっちり決めてやっていくべきだと思いますけれども、ですから景観資源で今扱ってるようなものの中にもこういったところに昇格といたしますか、本来こちらにあるべきものがあるんじゃないかと思いますので、景観資源との性格分けをきっちりしながら、こういった制度をどんどん使えていけたらなと思っていますけれども。

○増田委員長

ありがとうございます。よろしいでしょうかね。大体いただいた意見、そのあたり少し整理をしていただいて、次回どういう形で推進計画を新たに更新していくかというふうなことを議論できたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

特にきょうはせつかく関係部局の方出ていただいて、先ほどもありましたようにH O P Eであったりとか建築協定であったりとか、新たな都市計画事業であったりという地区指定も進んで、それをうまく評価しながらどうアピールしていくかとか、あるいはやはり公共施設のところでも今ございましたように、シンボリック、先導的役割を担う公共施設の景観重要公共施設の位置づけというあたりが未着手というふうになってますけれども、資源としてそれだけ公園であるとか橋梁であったりとかいう公共施設が上がってくるということは、それだけ市民の方々も公共施設の重要性を認識されてるということですので、そのあたりも少し景観政策とどうつなげていくかというふうなことも検討いただければというふうに思います。

そしたら、少し司会進行がまずくてちょっと時間が延びぎみでございましたけれども、一応きょう予定しておりました議事に関しましては大体ご意見をいただいたんではないかなというふうに思います。これで事務局のほうに進行をお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

○事務局

増田委員長、どうもありがとうございました。

それでは、事務局のほうで都市景観資源の登録に向けた作業並びに景観形成推進計画の更新に向けた検討を進めてまいりますので、今後とも皆様にはご協力をよろしくお願いいたします。

また、先ほど申しあげました今月末予定の資源部会ですが、現地調査、詳細をメールでまた送らせていただきますので、ご参加のほどよろしくお願い致します。

それでは、これもちまして本日の第28回大阪市都市景観委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

---

大阪市都市景観委員会委員

印

---

大阪市都市景観委員会委員

印